

豊橋市タクシー事業者災害復旧支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市タクシー事業者災害復旧支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、令和5年6月に発生した令和5年台風第2号による豪雨（以下「令和5年6月台風2号豪雨」という。）により被災した市内のタクシー事業者の所有するタクシーの車両に対して補助金を交付することにより、公共交通としてのタクシー事業の運行を維持し、もって市民の移動手段の確保を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送サービスに限定する旨の条件を付した一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）を行うものであって、補助金の交付後も当該事業を継続する意思を有し、かつ、市内に営業所を有する法人又は豊橋市個人タクシー協同組合に属する個人タクシー事業者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、令和5年6月台風2号豪雨により被災し、故障による修理又は新規購入（以下「復旧等」という。）が必要となった補助対象事業者の所有するタクシーの車両（以下「補助対象タクシー車両」という。）の復旧等に要する費用とし、消費税及び地方消費税は、含まないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の3分の1以内の額とし、1車両当たり20万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、豊橋市タクシー事業者災害復旧支援補助金交付申請書（様式第1）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象タクシー車両の被災した状況が確認できる資料
 - (2) 補助対象タクシー車両の復旧等の状況が確認できる資料
 - (3) 補助対象タクシー車両の復旧等に要した費用が確認できる資料
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第7条 規則第5条第2項の規定による補助金の交付の決定は、豊橋市タクシー事業者支援補助金交付決定通知書(様式第2)により行うものとする。

(暴力団等の排除)

第8条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を決定しないことができる。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例(平成23年豊橋市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

(補助金の交付)

第9条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付を受けようとする年度の3月末日までに市長に請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けた後に、補助対象事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 提出する書類等に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったと市長が認めるとき。
- (4) 第8条各号のいずれかに該当すると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(関係書類の整備)

第11条 補助対象事業者は、当該補助の経理に係る書類等を、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

様式第1（第6条関係）

豊橋市タクシー事業者災害復旧支援補助金交付申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住 所（所在地）

申請者（名称及び代表者名）

豊橋市タクシー事業者災害復旧支援補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金を申請します。

記

1 補助年度 年度

2 補助金交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 補助対象タクシー車両の被災した状況が確認できる資料
- (2) 補助対象タクシー車両の復旧等の状況が確認できる資料
- (3) 補助対象タクシー車両の復旧等に要した費用が確認できる資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2（第7条関係）

豊橋市タクシー事業者災害復旧支援補助金交付決定通知書

豊橋市指令都交第 号

住 所（所在地）

申請者（名称及び代表者名）

様

年 月 日付けで申請のありました豊橋市タクシー事業者災害復旧支援補助金
については、豊橋市タクシー事業者災害復旧支援補助金交付要綱第7条の規定により、下
記のとおり交付することを決定したので通知します。

年 月 日

豊橋市長

記

1 補助年度 年度

2 補助金交付決定額 金 円